

○総務省令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令

経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

- 「イ・ロ 略」
- ハ 法人番号
- ニ 経営組織
- ホ 企業・団体全体の主な事業の内容
- ヘ 企業・団体全体の年間総売上（収入）金額
- ト 資本金又は出資金・基金の額
- チ 企業に属する事業所の名称及び電話番号
- リ 企業に属する事業所の所在地
- ル 企業に属する事業所の従業員数
- レ 企業に属する事業所の主な事業の内容
- ロ 企業に属する事業所の開設時期
- カ 単独事業所、本所等、支所等の別
- コ 本所・本社・本店の名称、電話番号及び所在地
- ク 事業所の従業員数
- ケ 事業所の主な事業の内容
- コ 事業所の年間総売上（収入）金額
- セ 事業所の開設時期

2 総務大臣は、経済センサス基礎調査に用いる調査票の様式を定めるときは告示する。

〔削る〕

- 「イ・ロ 同上」
- ハ 活動状態
- ニ 従業者数
- ホ 主な事業の内容
- ヘ 業態
- ト 消費税の税込記入、税抜記入の別
- チ 事業所の年間総売上（収入）金額
- リ 開設時期
- ル 経営組織
- レ 法人番号
- ロ 単独事業所・本所・支所の別
- カ 本所・本社・本店の名称
- コ 本所・本社・本店の電話番号
- ク 本所・本社・本店の所在地
- ケ 組織全体の主な事業の内容
- コ 組織全体の年間総売上（収入）金額
- セ 資本金等の額
- ニ 職員数
- チ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地
- コ 前号以外の調査事業所に関する事項
- イ 名称
- 「ロ・ハ 同上」
- 〔新設〕
- 〔新設〕

2 総務大臣は、前項の様式を定めるときは告示する。

（統計調査員）

第七條 第十四条に規定する統計調査員として甲調査の事務に従事させるため都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

- 一 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第二十一条に規定する徴収職員及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員
 - 二 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官
- 2 統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）内の全ての事業所について、外観による確認又は調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理するものをいう。以下同じ。）への質問などによる活動状態等の把握、担当調査区における調査票の配布、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成及びこれらに附帯する事

〔削る〕

〔削る〕

(名簿の作成)

第八條 総務大臣は、経済センサス基礎調査を正確かつ円滑に実施するため、経済センサス基礎調査に先立って、法第二十七条第一項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報及び法第二十条第十項に規定する行政記録情報その他調査事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査調査用名簿を作成するものとする。

(調査の方法及び期間)

第九條 甲調査は、次に掲げるいずれかの方法により行う。

- 一 総務大臣が識別符号(総務大臣が調査事業所(支所となる調査事業所を有する企業にあっては当該企業の本所事業所。以下この号及び次号並びに第十二条第一項及び第三項第一号において同じ。)を識別するために付した符号をいう。以下この号及び第十二条第三項第一号において同じ。)を記載した書類を調査事業所ごとに郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者、同条第九項に規定する特定信書事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書事業者による同法第二条第二項に規定する信書便(次号及び第十二条第三項第二号において「郵便等」という。)により送付し、及び当該調査事業所の事業主(当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。)の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号及び第十二条第三項第一号において同じ。)から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法
- 二 総務大臣が調査票を調査事業所ごとに郵便等により送付し、及び郵便等により当該調査票の提出を受ける方法

2 乙調査は、国の調査事業所にあつては総務大臣が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、市町村(特別区を含む。第十二条第三項第三号ハにおいて同じ。)の調査事業所にあつては市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が、特別地方公共団体(特別区を除く。第

務を行う。

3 都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を市町村長に通知し、及び総務大臣に報告するものとする。

(統計調査員の身分を示す証票)

第八條 市町村長は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分を示す証票を交付するものとする。

2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならぬ。

(調査区の設定及び修正)

第九條 市町村長は、総務大臣の定めるところにより、当該市町村の区域を区分して調査区を設定するものとする。

2 総務大臣は、前項の規定により市町村長が設定した調査区に基づき、調査区地図、調査区台帳その他の調査区関係書類(以下「調査区地図等」という。)を作成する。

(名簿の作成)

第十條 総務大臣は、経済センサス基礎調査を正確かつ円滑に実施するため、経済センサス基礎調査に先立って、法第二十七条第一項に規定する事業所母集団データベースに記録されている情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査調査用名簿を作成するものとする。

(調査の方法及び期間)

第十一條 甲調査は、調査事業所について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

- 一 新たに把握した調査事業所 統計調査員が調査票を調査事業所ごとに配布し、及び総務大臣が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書事業者、同条第九項に規定する特定信書事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書事業者による同法第二条第二項に規定する信書便(第十四条第三項第一号において「郵便等」という。)により当該調査票の提出を受ける方法

- 二 前号以外の調査事業所 統計調査員が外観による確認又は調査事業所の事業主へ質問するなどして調査票に記入する方法

2 乙調査は、国の調査事業所にあつては総務大臣が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の調査事業所にあつては市町村長が、特別地方公共団体(特別区を除く。第十四条第三項第二号ニにおいて同じ。)の調査事業所にあつては都

〔十二条第三項第三号二において同じ。〕の調査事業所にあつては都道府県知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

3 第一項の規定による甲調査は、実施年の五月一日から七月三十一日までの間において、前項の規定による乙調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年五月一日から七月三十一日までの間においてそれぞれ行う。

〔削る〕

道府県知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

3 第一項の規定による甲調査は、平成三十一年六月一日から翌年三月三十一日までの間において、前項の規定による乙調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年四月一日から六月三十日までの間においてそれぞれ行う。

(事務の委託)

第十二条 都道府県知事は、多数の事業所がある施設について、当該施設にある調査事業所に係る第七条第二項の規定により統計調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

2 前項の場合においては、都道府県知事は、経済センサス基礎調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

3 第一項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第二項	統計調査員	第十二条第一項の規定により都道府県知事から統計調査員が行うこととされているこの項の事務を委託された多数の事業所がある施設を管理し、又は運営する法人その他の団体（以下「委託管理団体」という。）
担当調査区	担当調査区（市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）	当該施設（以下「委託管理施設」という。）
担当調査区	委託管理施設	
第七条第三項	統計調査員を設置した	第十二条第一項の規定により統計調査員が行うこととされている第二項の事務を委託した
当該統計調査員の氏名	委託管理団体の名称	
統計調査員の身分を示す証票	委託管理団体証	

第八条の見出し

(期間の変更)

第十条 市町村長は、乙調査(市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。)に関し、天災その他避けることのできない事故により、第九条第三項に規定する期間(次項から第四項までにおいて「調査の期間」という。)に当該調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

[2] 略

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつたとき又は甲調査若しくは乙調査(総務大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。)に関し、天災その他避けることのできない事故により調査の期間に当該調査を行うことが困難な場合には、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

[4] 略

(立入検査等)

第十一条 調査の事務に従事する者は、法第十五条第一項の規定により、第七条第一項第一号に規定する調査事項について、資料の提出を求め、又は必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 総務大臣は、前項の規定により立入検査を行う者に対し、法第十五条第二項の証明書を交付する。

(報告の義務及び方法)

第十二条 第七条第一項に掲げる調査事項のうち甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項について、調査事業所の事業主が報告しなければならない。

[2] 略

3 前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる経済センサス基礎調査の方法の区分に応じ、

(期間の変更)

第十三条 市町村長は、甲調査又は乙調査(市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。)に関し、天災その他避けることのできない事故により、第十一条第三項に規定する期間(次項から第四項までにおいて「調査の期間」という。)に当該調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

[2] 同上

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつたとき又は乙調査(総務大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。)に関し、天災その他避けることのできない事故により調査の期間に当該調査を行うことが困難な場合には、対象となる地域を指定して、調査の期間を変更することができる。

[4] 同上

[新設]

第十四条 第六条第一項に掲げる事項のうち甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項について、調査事業所の事業主が報告しなければならない。

(報告の義務及び方法)

第十五条 第六条第一項に掲げる事項のうち甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項について、調査事業所の事業主が報告しなければならない。

[2] 同上

3 前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行

第八条第一項	統計調査員	委託管理団体
	その身分を示す証票	委託管理団体証
第八条第二項	統計調査員	委託管理団体に所属する者
	その事務	第十二条第一項の規定により委託管理団体が行うこととされている事務
第十一条第一項並びに第十五条第一項及び第二項	証票	委託管理団体証
	統計調査員	委託管理団体

当該各号に定める方法により行うものとする。

一 第九条第一項第一号に掲げる方法 調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法

二 第九条第一項第二号に掲げる方法 調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法

三 第九条第二項に掲げる方法 調査票に記入し、及び当該調査票を次に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該区分に定める者に提出する方法

「イ」ニ 略

〔調査票の提出等〕

第十三条 市町村長は、第九条第二項の規定により調査事業所から回収した調査票を審査し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

〔削る〕

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から提出された調査票及び第九条第二項の規定により調査事業所から回収した調査票を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

〔結果の公表等〕

第十四条 総務大臣は、調査票（第十二条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第十五条 〔略〕

〔削る〕

〔調査票等の保存〕

第十六条 総務大臣は、調査票を三年間、調査票（第十二条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

うものとする。

一 甲調査 新たに把握した調査事業所にあつては調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法、それ以外の調査事業所にあつては統計調査員の質問に答える方法

〔新設〕

二 乙調査 調査票に記入し、及び当該調査票を次に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該区分に定める者に提出する方法

「イ」ニ 同上

〔調査票等の提出等〕

第十五条 統計調査員は、第十一条第一項第二号の規定により記入した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により統計調査員から提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十一条第二項の規定により調査事業所から提出された調査票を審査し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十一条第二項の規定により調査事業所から提出された調査票を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

〔結果の公表等〕

第十六条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第十七条 〔同上〕

〔調査区の管理〕

第十八条 市町村長は、総務大臣の定めるところにより、調査区を管理するものとする。

2 市町村長は、調査区について総務大臣の定める事由が生じたときは、総務大臣の定めるところにより、当該調査区を修正するものとする。

3 市町村長は、前項の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区地図等を修正しなければならない。

4 市町村長は、都道府県知事に対し前項の規定に基づき修正した調査区地図等の有無を報告するとともに、同項の規定に基づき修正した調査区地図等があるときは、当該調査区地図等を併せて提出しなければならない。

5 都道府県知事は、総務大臣に対し前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項の規定により市町村長が提出した調査区地図等を審査し、提出しなければならない。

〔調査票等の保存〕

第十九条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録

その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年保存するものとする。

をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年保存するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行後最初の経済センサス基礎調査の実施についてのこの省令による改正後の経済センサス基礎調査規則（以下「新規則」という。）第六条の規定の適用については、同条中「直前の経済センサス基礎調査規則（甲調査に限る。）を行った年から五年目に当たる年」とあるのは、「令和六年」とする。

(経済構造実態調査の対象となるものについて行う調査の特例)

第三条 甲調査の調査事業所のうち経済構造実態調査（経済構造実態調査規則（平成三十一年総務省・経済産業省令第一号）第一条に規定するものをいう。）の対象となるものについて行う調査は、新規則第七条第一項第一号に掲げる調査事項については、総務大臣が、経済構造実態調査規則第十五条の規定により総務省統計局長及び経済産業大臣が保存している調査事項情報が転写されている電磁的記録から同規則第七条第一項第一号イからホまで、ト、カからソまで及びネ並びに同項第二号イからホまで、又及びルに掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、新規則第七条、第九条、第十条及び第十二条（いずれも甲調査に係る部

分に限る。次条において同じ。）の規定は適用せず、当該電磁的記録を第十二条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報又は同項第二号の規定により報告された調査票の内容とみなして、第十四条及び第十六条の規定を適用する。

（個人企業経済調査の対象となるものについて行う調査の特例）

第四条 甲調査の調査事業所のうち個人企業経済調査（個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）第一条に規定するものをいう。）の対象となるものについて行う調査は、新規則第七条第一項第一号に掲げる調査事項については、総務大臣が、個人企業経済調査規則第十一条の規定により総務省統計局長が保存している調査票の内容が転写されている電磁的記録から同規則第六条第一項第三号ロのうち売上金額及びトに掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、新規則第七条、第九条、第十条及び第十二条の規定は適用せず、当該電磁的記録を第十二条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報又は同項第二号の規定により報告された調査票の内容とみなして、第十四条及び第十六条の規定を適用する。